

令和3年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）

市民政策コメントの意見及び意見に対する市の考え方

鳥取県東部圏域（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）を対象とした令和3年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画を策定するにあたり、広く住民の意見を求めるためパブリックコメントを実施し、その結果についてお知らせします。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：令和3年2月12日（金）から3月5日（金）まで
- (2) 応募方法：郵送、持参、ファクシミリ、電子メール又は鳥取市公式ウェブサイト
- (3) 閲覧場所：本市公式ホームページでダウンロードできるほか、本庁舎総合案内所、駅南庁舎総合案内、各総合支所の窓口、鳥取市保健所及び鳥取県東部圏域各町役場窓口

2 応募結果

意見総数：3件（1名及び1団体）

3 主な意見の要旨と意見に対する市の考え方

第3 監視指導の内容		
	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	仕出しの営業許可を持っているが、営業許可取得時には、施設や設備についての細かいルールに基づく指導があり、また、許可取得後には保健所による食品の抜き取り検査などにも協力をしている。最近ではコロナの影響もあり、ケータリングや持ち帰りの名目で仕出しと類似した営業を行っている店も多いが、同様の指導を行っているのか。仕出し、ケータリング、持ち帰りは、同じ取扱いになるのかどうかなど分かりにくい部分があり、周知を図っていく必要があるのではないか。	持ち帰りについては、調理後すぐに摂食することを前提としており、仕出しとは取扱いが異なる部分があります。取り扱う食品や消費されるまでの時間、製造工程等によって食中毒リスクは異なるため、営業形態に応じ、衛生管理が徹底されるよう適切な衛生指導を実施しています。 また、調理する食数が多い施設においては、食中毒などの問題が発生した際、その影響が大きいいため、監視指導計画では「重点監視施設」に位置付け、指導を強化しています。
2	令和1年度のアニサキス、カンピロバクターの件数・患者数と比較し、R2年度は件数、患者数ともに増加状況が見受けられます。特にノロウイルスに関しては、件数は1件ながら、患者数が大幅に増加していることを鑑みれば、特別な対策強化が必要と思われます。令和3年度では前年度に比べてどのような食中毒予防対策の強化を図られるのかお聞かせ願います。	アニサキス及びカンピロバクターは、食中毒予防方法が確立しており、食中毒発生はその不徹底によるものと考えています。食中毒予防対策の徹底を図るため、HACCPに沿った衛生管理の導入にあわせて指導（①対策工程を重要工程として管理する、②対策を確実に実施するため実施記録を残す）することを本計画（案）に追記します。 ノロウイルスは、少量のウイルスであっても感染することから患者数が多くなる傾向にあります。特に給食施設や仕出し・弁当など大量の食事を提供する施設においては、その影響も多いことから、大量調理を行う施設については、以前より「重点監視施設」としており、今後も衛生指導を徹底していきます。

第5 情報提供及び意見交換に関する事項		
	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	<p>食品の安全性の確保には、消費者による知識の向上や施策への意見表明等、積極的な役割を果たすことが求められており、そのためにも消費者とのリスクコミュニケーションを充実することは重要と考えます。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、これまで以上に創意工夫に基づく意見交換や交流の場を積極的に提供して下さい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組みのなか、「リモート」をはじめとする社会変革が始まる状況において、消費者とのリスクコミュニケーションについても継続して積極的に実施して行きたいと考えます。</p>